

## 第9章

# ベトナムの金融改革と銀行危機

### はじめに

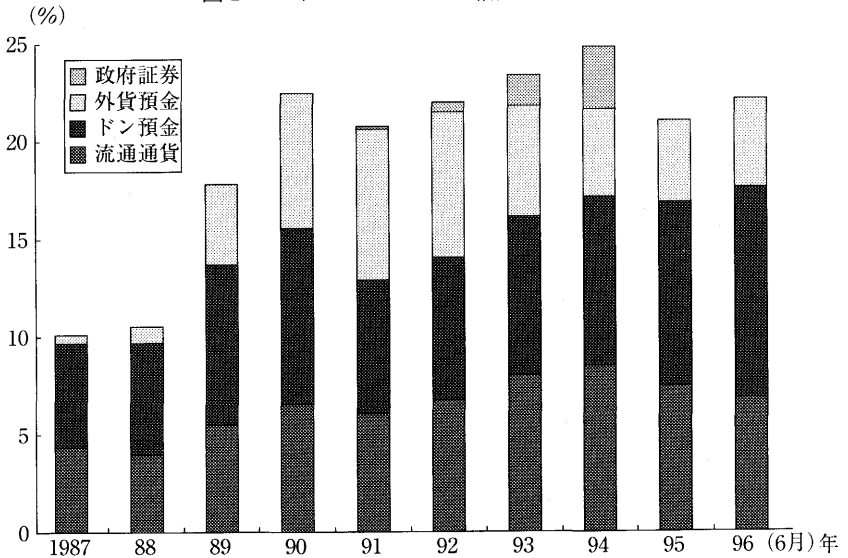
本章は、移行経済期のベトナムで金融改革が行われるなか、銀行<sup>(1)</sup>危機がどのような構造のもとに起こったのか、そしてそれらの危機にどのように対応しようとしたのかを考察する<sup>(2)</sup>。

振り返ってみると、計画経済期および移行経済期のベトナムは金融危機、さらにいえば経済危機の連続であった。とくに1985年12月の貨幣改革は大失敗に終わり<sup>(3)</sup>、86年12月の第6回党大会におけるドイモイ（刷新）政策の採用となった。けれども、80年代後半は中央銀行ファイナンスによる財政赤字の貨幣化のため、数百パーセントにも上るインフレーションが続いた。それがようやく終息したのは90年のことである。しかし、この間に法定通貨ドンへの信認はすっかり失われ、「金・ドル経済」となってしまった<sup>(4)</sup>。

1989年から91年の間には信用組合の信用不安から取付け騒ぎが起こり、非常に多くの信用組合が崩壊した。そのため、公衆はますます金融機関への預金を行わなくなり、いわゆるディスインターメディエーションがいつそう進んだ<sup>(5)</sup>（図1）。

また、他の旧計画経済諸国と同様にベトナムの銀行も多くの不良債権を抱えている。計画経済下では、国営企業の所有と経営は未分離であり、企業情報は公開されていないし、もともと情報があまり生産されていない。金融機関は上級機関（国家計画委員会など）の指令に従って国営企業に資金を流すだ

図1 マネー・サプライの構成 (対GDP比)



(注) 政府証券は、1991～94年のデータのみ。

(出所) IMF [1988] ～[1996a] およびWorld Bank [1995b] より作成。

けの導管で審査能力はもたなかった。また、市場経済的な会計制度・監査制度も必要なかった。これらの諸点が改善されないまま、移行期に銀行貸出が財政資金を代替し、しかも逆ざやの預貸金利といった条件で貸し出された結果、国営銀行は国営企業に対する不良債権を累積させていった。新たに設立された株式商業銀行も、情報の非対称性を除去する情報システムなどが未整備なため、不良債権を抱えていくこととなった。最近では、1996年央に、ようやく銀行に多くの預金が集まるようになり、しかも企業が資金不足に悩んでいるにもかかわらず、銀行が企業に貸さない・貸せないというクレジット・クランチが大きな問題となった。

もともと、この状況は1996年末には一転、貿易赤字や金利低下などからドルの切下げ期待が高まり、数年ぶりにドン・ドルレートの公定レートとブラック・マーケットのレートが開き、急激にドン預金が銀行から引き出された。そのため、余剰は解消してしまい、再びドルへの逃避、「金・ドル経済」化へ

の逆行が心配される状況となっている。

以上、時期を追って、これまでどのような金融危機があったのかをおおまかにみてきた。以下の節で、危機を生んだ構造を考察していこう。

第1節は、金融危機を考える前提としての金融制度の概要と法的枠組みについて述べる。そこでは、銀行制度をモノバンク・システムから二層銀行制度へと転換し、さらに業務規制をなくしユニバーサル・バンク制を採用したこと、中央銀行が問題を残しながらも徐々に独立性を獲得してきたことなどが観察される。しかし、規制・監督の枠組みを確立・強化しないまま、二層銀行制度への転換と同時期に新規参入規制を緩めたことが、次節でみる信用組合の大崩壊の一因となった。そして最近、資本金規制を強化し、新規参入を抑え既存銀行の合併を促していることが述べられる。

第2節では、信用組合の大崩壊とその原因、対応についてみる。起源も機能も違う農村信用組合と都市信用組合が移行期にほぼ同時に崩壊していく様子を探る。古くから存在した農村信用組合は国営銀行支店の末端部分として活動し、農村の人民委員会によって運営されていたが、土地所有権が農民に分配され農村合作社の集団経営・集団所有が廃棄されたため、対合作社融資が焦げついてしまった。一方、都市信用組合は、前節で述べた新規参入規制の緩和後に、都市地方政府（省・県レベル）によって設立・運営され、国営企業改革により国営銀行からの資金が細った地方管轄国営企業に対し、信用を供与するための導管として使われ、経営が悪化していった。そして、崩壊後の不十分な対応は、現在の民間商業銀行（かつての信用組合が合併してできたもののがかなりある）の破綻へとつながっている。

第3節は、前節の顕在化した銀行危機とは違い、潜在的な銀行危機、すなわち国営銀行が抱える不良債権問題に焦点をあてる。現在問題となっている不良債権・延滞債権が、計画経済期に中央政府管轄・大国资企業向けの政策的な融資に起因して発生したものというよりも、移行経済期に整理された地方管轄・小国资企業や農家への融資の結果、積み上がったものが多いということが観察される。

第4節は、これまでみてきた銀行危機を予防し、金融仲介の阻害要因を軽減・除去するための金融規制について考える。企業側の問題として会計制度、担保制度が、銀行の自己責任原則として自己資本の強化、経営のディスクロージャー、守秘義務が、監督当局の事前的規制として諸比率規制、資金調達規制、関係者融資規制、中央銀行の監督・検査などが検討される。さらに、まだ取り入れられていないが、セーフティ・ネットについて、中央銀行の対策と預金保険設立に向けての動向が述べられる。他方、規制のなかには最近、課されることとなった預貸金利の利ざや規制のように、かえって金融仲介を阻害しているものもある。

## 第1節 金融制度の概要と法的枠組み

### 1. 制度の変遷と銀行法・中央銀行法

ベトナムの金融制度は、1988年までは計画経済に典型的なモノバンキング・システムで<sup>(6)</sup>、国家銀行 (State Bank of Vietnam) を中心に、長期資金の供給を行う投資開発銀行と、貿易金融・外国為替業務を取り扱う外国貿易銀行の2専門金融機関が存在していた。88年前後にモノバンクの解体=複数専門銀行制の創設が行われ<sup>(7)</sup>、国家銀行の短期信用部門を分離して農業銀行<sup>(8)</sup>と工商銀行が創られた。しかし、この分離時に国家銀行が抱えていた国営企業に対する不良債権も移転され、問題解決が先送りとなり、また、かえって問題企業への融資がロール・オーバーされたりクレジット・ラインの拡大につながったといわれる<sup>(9)</sup>。同年の他の改革としては、後に詳しくみるように、金融業への新規参入が許されるようになった。

現行の体制は主に1990年制定の銀行法・中央銀行法<sup>(10)</sup>に基づいている(5月24日発布, 10月1日発効)。業務分野規制については、銀行法第18条により、商業銀行は長短の区別なく預貸業務を行うことができ、また国際金融業務も中

中央銀行の同意を受けて行いうるようになった。同条には証券業務についての規定はないが、国営銀行各行はすでに金融債を発行しており、いわゆる「ユニバーサル・バンク」として活動することができるようになった。

現在、銀行法・中央銀行法は改正法案を作成中で、第12版が1997年3月15、16日に国営銀行の頭取たちに提示され、その後4月の国会に提出される予定であったが<sup>(11)</sup>、3月末、突然審議先送りとなった。立て続けに起こる金融不祥事が影響したものとみられ、政府は法案にさらなる改善を加え、秋以降に採決を目指す方針と報じられた<sup>(12)</sup>。この金融スキャンダルはその後も尾を引き、9月のファン・バン・カイ (Phan Van Khai) 新政権閣僚人事の国会承認で中央銀行総裁のみ否決される事態となった。現行法案は第16版(9月末)で、11月に国会にかけられる予定である<sup>(13)</sup> ([追記] 参照)。

## 2. 中央銀行 (State Bank of Vietnam)

上に述べたように、1988年以前は発券銀行業務と商業銀行業務を兼ね備えた国家銀行であり、省レベルの支店41店(37省+4大都市)に加え、県レベルの支店が約600店もあった。88年央の改革によって商業銀行業務を農業銀行と工商銀行として分離し、中央銀行業務のみを行うこととなったが<sup>(14)</sup>、すぐに中央銀行としての権限が確立されたわけではなく、「二層銀行制とは名ばかり」、「真の中央銀行としては機能していない」<sup>(15)</sup>と評されるようなものであった。また、同行地方支店に対する地方政府の影響も依然強かった(この点については後述)。

中央銀行としての性格は1990年の中央銀行法でより明確なものとなったが、同法においても中央銀行の独立性に関しては依然問題が多い。例えば、中央銀行法第1条で同行が閣僚評議会の監督下にあるものとし、運営を司る理事会のメンバー構成に関しては第5条で、中央銀行総裁、同副総裁、財政省・商業省・国家計画委員会・国家協力投資委員会の各次官、経済金融の有識者4人の計8人からなると規定している。しかし、中央銀行による財政赤字ファ

イナンスについては、80年代後半のインフレーション<sup>(16)</sup>の教訓から、中央銀行法でさまざまな制限が課されている<sup>(17)</sup>。

しかし、中央銀行の金融機関に対する監督・検査機能の市場経済化に応じた強化は進まなかった。この点は後述する。

### 3. 新規参入の状況および資本金規制

1988年に行われたもう一つの改革は、国営銀行の独占体制をやめ金融業への新規参入の開放を行ったことである。とくに信用組合は、後述のように、中央銀行ではなく地方政府の認可で設立できたため安易に群小の都市信用組合が簇生し、そしてほとんど規制もされなかったため、89～91年に取付け騒ぎ・連鎖倒産へと発展した。しかしその後も、また90年10月の銀行法施行の後も、金融当局は比較的自由的な参入政策を取り続けた。

表1は、1990年から94年第1四半期までの参入申込みに対する可否を表したものである。90年から93年の間は、外国銀行の参入が規制されただけで、ほとんどの申込みが許可されている(148件中128件が許可、20件が保留)。94年第1四半期は一転して、176件の申込みのうち83件が許可、93件が保留となっており、新規参入政策に変化が起こったように見えるが<sup>(18)</sup>、大部分は人民信用基金に関するものであり、このときは保留されたものも後に陸続と認可された<sup>(19)</sup>。

民間株式商業銀行(都市・農村)の設立状況については、より詳しく最近までのデータをみることができる(表2)。この表でも一見1994年以降、新規参入政策が厳しくなっているように見えるが、92、93年は後に詳しくみるように危機に瀕した信用組合の整理・統合によって民間株式商業銀行を創るという特別の事情があったため数字が膨らんでいる。

では、現在に至るまで緩やかな新規参入政策に変化はないのであろうか。変化の兆しが見え始めたのは1995年以降のことである。新聞報道(95年2月)によれば<sup>(20)</sup>、中央銀行は、民間銀行の少なすぎる資本金、高い不良債権比

表1 銀行免許付与の状況

(単位：件)

	1990～93年				1994年第1四半期			
	申込み	許可	却下	保留	申込み	許可	却下	保留
株式銀行（都市）	27	26	0	1	2	0	0	2
株式銀行（農村）	16	16	0	0	1	0	0	1
外国銀行支店	26	8	0	18	0	0	0	0
合弁銀行	4	3	0	1	0	0	0	0
金融会社	2	2	0	0	0	0	0	0
都市信用組合	0	0	0	0	0	0	0	0
人民信用基金*	0	0	0	0	173	83	0	90
銀行所有・運営信用組合	73	73	0	0	0	0	0	0
リース会社	0	0	0	0	0	0	0	0
保険会社	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	148	128	0	20	176	83	0	93

(注) \* 原文ではRural Credit Cooperatives（農村信用組合）となっているが、明らかに人民信用基金のことである。

(出所) World Bank [1995a] より作成。

表2 株式銀行認可の状況

(単位：件)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996
都 市	5	12	9	4	0	2
農 村	0	6	7	3	2	2
合 計	5	18	16	7	2	4

(出所) 中央銀行資料より作成。

率、質の悪い融資活動などを危惧し、その質を強化するために95年は新たに銀行免許を発行することを停止する方針と報じられた。しかし実際には停止は行われず、表2にみるように95年はわずか2行とはいえ新規設立があり、96年はその2倍の4行が新たに創られている。

金融当局者によると<sup>(21)</sup>、1988年以降は緩やかな参入政策が引き続き、96年6月の法定資本金の大幅上げが初めての大きな政策の変化であったという。

そして現在は、「新規設立を妨げる気はないが、より厳格にみている」と述べている。その資本金の規制について述べると、銀行法第12条に「金融機関は各財政年度当初に中央銀行が決定したレベルに、資本金を維持しなければならない」と定められている。民間株式商業銀行の資本金は、ホーチミン市所在銀行の場合、94年1月からはそれまでの500億ドンから700億ドンに引き上げられ<sup>(22)</sup>、96年6月からは1500億ドンと一挙に2倍以上となった。これにより96年6月以降、新規設立は止まっている。なお、94年の引上げは規制強化とならなかったのかというと、この時期は依然インフレが高く（90～93年でGDPデフレーターは約2.6倍）、この程度の引上げでは物価上昇にも追いついていなかったのである。

ところが、民間株式銀行の資本金について、中央銀行は株式の最低10%を国営企業が保有することを求めており、このことが増資を妨げている。国営企業が民間の株式を購入するための手続きは煩雑で、財政省国営資産管理局にさまざまな書類を提出して認可を受けなければならない。しかも、政府に対し資本の増加を求めている国営企業に対しては株式購入の許可はおりないので、資本不足に悩む企業が多い現状ではこの10%の規則が非常に足かせとなっている<sup>(23)</sup>。

外国銀行の支店については、銀行法第34条に、同第12条に基づき支店の資本金を設定せねばならないとある。そして、実際は1500万米ドルと定められており、業務を始めるまではその金額を中央銀行に預けなければならない<sup>(24)</sup>。この1500万米ドルは1米ドル=1万1000ドン換算で1650億ドン相当であり、民間銀行の法定資本金より大きい。

では、実際の資本金はどの程度のものであろうか。表3は総民間銀行の平均資本金を示したものである。いかに少ない資本金かが分かる。この表の数字は単純平均であるが、都市の民間銀行の平均的な資本金は600～1000億ドン、農村のものは30～60億ドンといわれる<sup>(25)</sup>。いずれにしてもその額は小さい。1995年4月の新聞記事では、12行の資本金が規定額に達していないという中央銀行の報告が報じられている<sup>(26)</sup>。数少ない例外は最も成功している



表3 民間株式商業銀行の資本金  
(単位：10億ドン)

	1993	1994	1995	1996
資本金合計	630	1,009	1,235	2,000
銀行数	40	47	49	53
平均資本金	15.8	21.5	25.2	37.7

(出所) Hoan [1997] および中央銀行資料より計算。

民間銀行、アジア商業銀行 (Asia Commercial Bank) で、93年6月に資本金200億ドンで業務を開始し、95年末には700億ドン、96年末には3000億ドン、近いうちに4000億ドンになるといわれている<sup>(27)</sup>。

こうして、法定資本金を引き上げることによって、金融当局は新規設立を抑制し、弱小銀行の合併を促している。実際、1997年3月にはホーチミン市の中堅行と南部の地方零細行の合併が実現し、銀行再編が始まりつつある<sup>(28)</sup>。

## 第2節 信用組合の崩壊とその後

ここでは、これまでのベトナムで最大の銀行危機であった、信用組合 (Credit Cooperatives) の大崩壊の構造を考察する<sup>(29)</sup>。

### 1. 信用組合の概要

#### (1) 農村信用組合

信用組合には、農村信用組合 (Rural Credit Cooperatives) と都市信用組合 (Urban Credit Cooperatives) とがある。農村信用組合の起源は1950年代に遡り、60年頃にはすでに5500ほど存在していたが、いうまでもなくこれらは北部にあった。その後、80～85年に南部を中心に新規の組合が設立され、85年

までにはほとんどの村落にあるようになり、その数は約7500に達した。

農村信用組合の役割は、本来はその名のとおり、コミュニケーションレベルで個人の少額貯蓄を動員し、それを個人・農家・小企業へ貸し付けるものであった。しかし、フォーマルな銀行システムと別個に存在していたわけではなく、県レベルまでしか展開していない国営銀行支店(1988年以前は国家銀行支店、同年以降は農業銀行支店)の末端部分として活動した。例えば、89年の農業銀行の預金吸収のうち、37%が農村信用組合の再預金である。もっとも、農民は農村信用組合に預金せず、近隣の農業銀行県支店に預けることも可能であった。それゆえ、流動性危機が問題化してからは、農業銀行より高い金利を付けなければならなくなった。

農村信用組合は当該地域(コミュニケーションレベル)の人民委員会(People's Committees)によって運営されており、個人・農家だけでなく、農村合作社や農村にある国営企業に対しても融資を行っていた。しかし、1988年の政治局第10号決議により、合作社の土地使用権が農民に分配され、合作社の集団経営・集団所有は廃棄されたため、対合作社融資は焦げついた。その結果、農村信用組合の融資残高のうち半分が回収不能となったといわれている。

## (2) 都市信用組合

一方、都市信用組合は、農村信用組合とは違い、新規参入規制が緩められてからの新しい現象である。1987年から90年の間に南部の都市を中心に513もの都市信用組合が設立された。これらも組合員から預金を受け入れ組合員に与信するという信用組合の本来業務から外れ、都市の地方政府によって設立・運営され、当該地域の貯蓄を国営銀行にアクセスできない当該地域の民間企業と地方政府管轄の国営企業にまわすことが業務であった。

ここでいう都市の地方政府とは、農村信用組合の場合とは違いコミュニケーションレベルではなく、省(province)レベルないし県(district)レベルである。省人民委員会そのものというよりも、そのなかのライン・デパートメント(例えば、産業局など)<sup>(30)</sup>が設立主体であった。設立の決定権は中央銀行にあるが、

中央銀行地方支店に対する地方政府の影響力は強く<sup>(31)</sup>、「違法ではないものの中央銀行の手続きに従わないで、地方政府が設立認可を与えた」とされる<sup>(32)</sup>。

### (3) 崩壊

崩壊の徴候は1988年にあった。そして、89年末の香水工場のスキャンダルに始まった南部の大きな都市信用組合の崩壊をきっかけに、取付け騒ぎが起こって90～91年(90年が中心)に連鎖倒産を起こした。ホーチミン市では、預金を失った人々が人民委員会の前でデモを行う騒ぎとなった<sup>(33)</sup>。取付け騒ぎは、経営の悪化していた農村信用組合にも波及し、結局、信用組合の数は94年には69にまで激減した<sup>(34)</sup>。現在(96年9月)は12省市に82組合あるが、表4にみるように、北部のゲアン省に23組合、ハバク省に8組合、南部のブンタウ省に34組合と残っているところは非常に偏っている。

## 2. 崩壊の原因

こうした農村・都市信用組合の崩壊の原因は何だったのであろうか。まず、

表4 信用組合の数

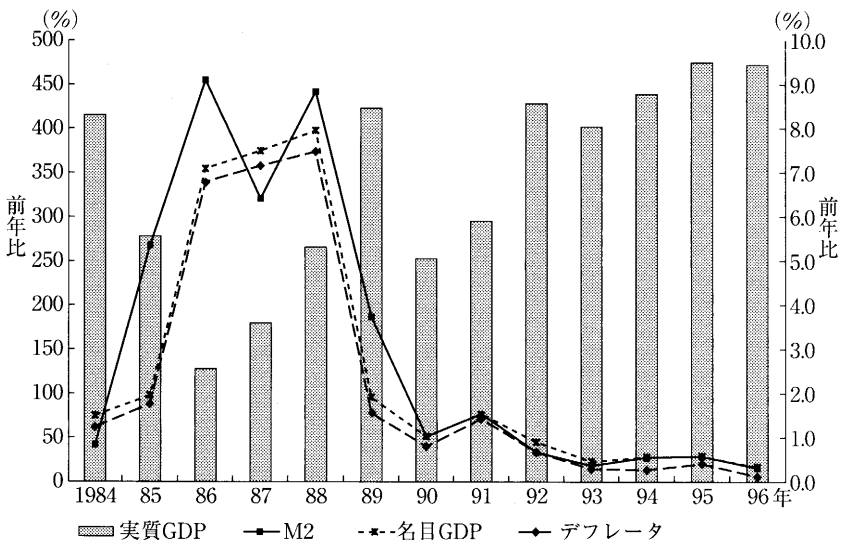
地 域	数	地 域	数
北部	42	南部	40
ハイフン(Hai Hung)	3	ダナン(Da Nang)	3
ナムハー(Nam Ha)	1	ドンナイ(Dong Nai)	1
イェンバイ(Yen Bai)	2	ラムドン(Lam Dong)	1
クアンビン(Quan Binh)	4	ホーチミン(Ho Chi Minh)	1
ハティン(Ha Tinh)	1	ブンタウ(Vung Tau)	34
ハバク(Ha Bac)	8		
ゲアン(Nghe An)	23	合 計	82

(出所) 中央銀行資料より。

挙げなければならないのがマクロ経済環境の変化である。図2にみるように、1980年代後半は財政赤字の貨幣化によるインフレに苦しんだ時期であった。しかし、金融当局は89年に引締めへ転じ(M2の増加率は、88年の445%から89年の189%、90年の53%へ)、インフレ率は急速に低下した。信用サイドをみると(図3)、89年に国営企業にまわる資金が急激に細ったことが分かる。

注意すべきことは、とくに打撃を受けたのが地方政府管轄の国営企業だったことである。対中央・地方管轄別国営企業への信用内訳は不明なので、代わりに国営企業労働者の推移をみてみよう(表5)。明らかに地方管轄国営企業の労働者の方が減少幅が大きく、資金も地方管轄国営企業の方が絞られただろうことは想像に難くない。それゆえ、新たに都市地方政府により設立された都市信用組合は、国営銀行からの資金が細った地方管轄国営企業に対し信用を供与するための導管として使われたという、国営企業改革に対する反「改革」の側面をもっていた。そして、それら地方管轄国営企業の経営悪化・

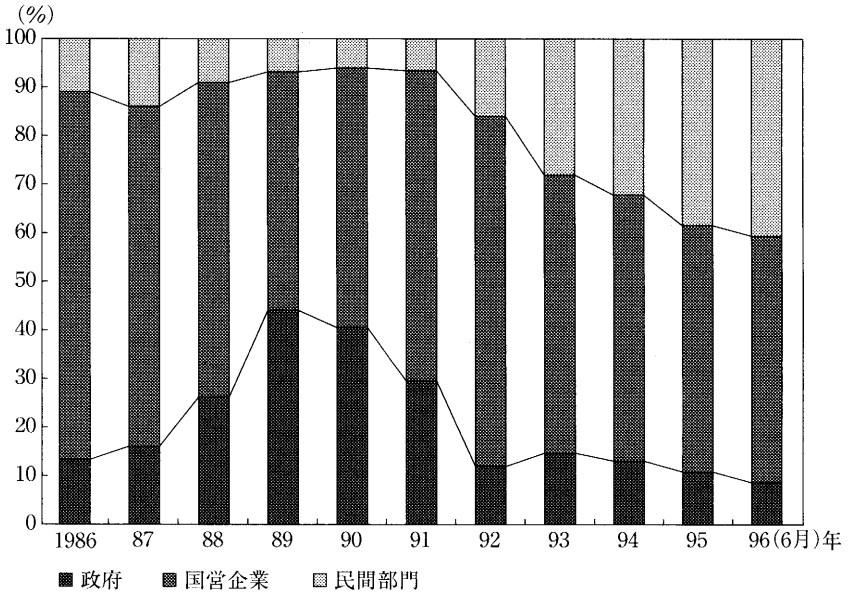
図2 マネー・サプライとGDP



(注) 実質GDPは右目盛, 他は左目盛。

(出所) 図1に同じ。

図3 セクター別信用（国内信用に占める割合）



(出所) 図1に同じ。

表5 国営企業労働者の推移

(単位：1,000人)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
合計	2,659	2,708	2,693	2,506	2,076	1,840	1,733	1,704	1,696	1,741
中央	1,278	1,226	1,236	1,188	1,091	1,018	978	995	996	1,023
地方	1,380	1,482	1,457	1,318	985	822	755	709	700	718

(出所) World Bank [1994] [1996] より作成。

破綻とともに都市信用組合の経営も悪化していった。また、今までフォーマルな金融システムにアクセスできなかった地元の民間企業に信用を供与するという改革に沿う側面も、後にみるように、安易な融資審査、不十分な会計情報・担保などのため、不良債権化するものが多かったと思われる。

次に規制・監督の面でも問題が多かった。前述のように地方政府の影響が

大きいこともあり、信用組合は国営商業銀行以上に中央銀行の規制・監督を受けていなかった。農村信用組合は「ほとんど規制されていないので、インフォーマルな金融機関として行動している」<sup>(35)</sup>といわれ、都市信用組合についても「中央銀行の監督・コントロール・運営能力は貧弱なもので、中央銀行としての役割を果たしていなかった。そのため、都市信用組合の不正な行動が時宜良くは是正されなかった」<sup>(36)</sup>と述べられている。

それを助長したのが、規制・監督の枠組みを強化しないまま、二層銀行制度の導入・新規参入規制の緩和といった「改革」を行ったことである。農村信用組合については、前述のようにモノバンク・システム下では、国家銀行本店一同省支店一同県支店一農村信用組合、というラインが一応はあったが、農業銀行を分離することによってそのリンクは切れた。また、新規参入規制を二層銀行制導入と同じ年に緩めた結果、わずかな間に都市信用組合が簇生し、その監視はもともと貧弱な規制・監督能力しかもたず、さらに農業・工商銀行の分離で人員・能力が減少していた中央銀行の手には余った。

### 3. 崩壊後の対応

#### (1) 崩壊直後の処理と再発した危機

これらの崩壊した信用組合はどう処理されたのであろうか<sup>(37)</sup>。まず、1990年に約半分の信用組合が閉鎖され、新規設立は中止された。同時に新規則が出され、今まで野放し状態であった信用組合に対する中央銀行の監督権限が大きく強化されたとされる。また、中央銀行は90年に一時的な融資を行い、さらに債権回収のためのプログラムをセットした。しかし、債務者たちは一般的な緊急援助を期待して、なかなか返済を行おうとしなかったようである。

ホーチミン市では<sup>(38)</sup>、中央銀行から破綻した信用組合に資金を貸し付け、預金者に預金を返済させたが、返済額が全額だったのか部分だったのかはケースバイケースのようである。中央銀行の貸付資金の回収はまだ残っているものもあるが（現在、240億ドンが未回収）、大部分は回収できたという。

南部のソンベ省も<sup>(39)</sup>、やはり信用組合の崩壊で最も痛手を被った省の一つであるが、そこでは特別な委員会を創り、元金は返済させることができたと述べている。しかし、ここでの公的資金の導入の有無などは明らかではない。

では、これらの処理で信用組合の信用不安は解消されたのだろうか。実はそうではなく、1993年に再び事件が起きるのである。その様子を見てみよう<sup>(40)</sup>。

1993年7月、ホーチミン市の中国系の信用組合で、信用不安による取付け騒ぎから連鎖倒産が起こった。それらの組合は非常な高金利で預金を集めていた。預金を失ったもののなかには自殺を図った者も出、不正を行ったものは逮捕された。

この信用組合のネットワークはホーチミン市チョロン地区の中国系に基盤をもつものである。崩壊は、ある有名歌手の大口借入が返済不能になったことに端を発し、その歌手が加入している信用組合が支払不能を宣言したことから、420組合のネットワーク「竹園 (Truc Vien) ネットワーク」が活動停止する事態となった。そのため、群衆が預金払戻しを求めて、ネットワークの名前の起源となったレストラン「竹園」に毎日詰めかける騒ぎとなった。チョロン地区は全市の信用の要となっているので、他地区・他機関（例えば越華〈Viet-Hoa〉銀行など）にも預金を引き出す動きが波及した。このネットワークの内実はねずみ講のようなもので、9人のボスとその下にいる30人の幹部が信用組合のネットワークを牛耳っていた。幹部の一人は新聞のインタビューに答えて「金はナイトクラブでの豪遊と友人のために使った」と語っている有り様である。

ここで重要なのは、1989～91年の大崩壊後、中央銀行の規制監督が強化されたはずなのに、93年の段階でも「これらの信用組合には公的規制が全くなかった」と報じられている点である。

## (2) 人民信用基金 (People's Credit Funds) の新設

人民信用基金は、崩壊した農村信用組合の跡を埋めるために1993年に、カ

ナダのケベック州の同様の機関をモデルに導入されたものである。信用組合と違い、農業銀行の傘下ではなく中央銀行の下にある。90年の首相決定により<sup>(41)</sup>、93年末からパイロット・プログラムが始められた。末端の人民信用基金の上に、省レベルの地域人民信用基金 (Regional People's Credit Funds: RCFs) があり、さらに中央に中央人民信用基金 (The Central People's Credit Fund: CCF) が存在する。CCFには政府が出資しているが、その持ち分は40%以下とされている。94年10月で151基金あったが、96年7月末で701基金、同年末で43省789基金と急激に拡大している。

### (3) 民間株式商業銀行 (Joint Stock Commercial Banks) への転換

都市にある民間株式商業銀行 (以下、民間銀行) は1996年8月31日現在で32行、本店所在地をみるとホーチミン市が17行、ハノイ市が6行、ハイフォン市が2行であり、その他もカントー (Can Tho) 省、ソンベ省、アンザン (An Giang) 省など、圧倒的に南部が多い。農村にある民間銀行は20行、やはり本店所在地はカントー省4行、アンザン省3行、キエンザン (Kien Giang) 省3行と南部が多い。

この現存する都市・農村の民間銀行のなかには、かつての都市・農村信用組合が合併してできたものもかなりある<sup>(42)</sup>。例えば、ホーチミン市では1990年の銀行法発布から94年7月までに17の民間株式商業銀行と二つの金融会社が設立され、97年5月現在では国営商業銀行4行50支店、民間銀行20行36支店、外国銀行支店19店がある。この民間銀行のうち、9行がもともと都市信用組合であった。前述のように、破綻した都市信用組合に対しては中央銀行から貸付が行われ預金返済に充てられたが、破綻に瀕しているが未だ潰れていないものについては、合併させて民間銀行へ転換させる方策がとられた。この転換はスムーズに行われたとされる。おそらく救済のためにかなり甘い基準で認可がなされたのではないだろうか。

転換によりできた銀行はかつての債務を引きずっている。財務状況が悪い都市信用組合が合併して財務状況が悪い民間銀行ができたわけだが、金融当



局者は「これらを良くするのは困苦である。しかし、中央銀行の監督のもと（発足時より）経営はどんどん良くなっている」と述べている<sup>(43)</sup>。そうした銀行のいくつかは金利を高く設定して預金を吸収しようとしているが、公衆はかつての信用組合崩壊の教訓から、高金利を危ないことに引き込むための餌として受け止めているということである。

ここで、そうしたある民間銀行の破綻の事例をみてみよう<sup>(44)</sup>。この種の事件としては、ベトナムで初の死刑宣告が下されたものである。

1989～91年に多くの信用組合と同様に、やはり危機に瀕した二つの信用組合、バクザン (Bach Dang) とキトゥオン (Ky Thuong) が1992年に合併してザディン銀行 (Gia Dinh Bank) が準備金わずか4億6000万ドンで設立された。この設立時に、旧信用組合の最大の債務者夫婦が銀行幹部と共謀し書類を偽造して、その債務を新銀行の資本金への出資のように見せかけ、その債務者の妻の方は取締役会議長として新銀行に加わった。問題なのは、設立に際しての中央銀行検査 (92年8月) で何も発見されなかったということである。検査の5日後、銀行免許は与えられた。そして、頭取にはある中央銀行職員が、債務者の夫の方は営業副部長に選ばれている。その後93年にも、同様の手口で書類を偽造して見せかけの資本を増やし、国際金融業務、オフショア・バンキングと事業を拡大していった (国際金融業務を行うためには中央銀行の認可が必要)。この偽りの新出資者たちはみな妻の方の親族であった。そして、93年5月から94年3月の間に大量に保有していた金を夫のプライベート・カンパニーに移している。

1994年5月に中央銀行検査が入り、ようやく不正が明らかにされた。しかし、それまでの中央銀行の認可・検査の際になぜ発見できなかったのか、また、問題の銀行に入った中央銀行職員の果たした役割は何だったのかなどは明らかにされていない。この事件について、世界銀行現地駐在員は「私はこの事件の背景にはシステム的な問題があると思うが、事件は問題を起こした者が悪いという形で処理された。したがって、発生直後に人事異動を行って、それで問題は済んだとされている。このような汚職は現在でも起こっている。

中央銀行の銀行に対する監視の強化，中央銀行の独立性の強化などが必要だ。中央銀行が自分の都合に合わせて中央銀行法の改正を行おうとしていることも問題だ。財政省から中央銀行への人の派遣も止めるべきだ。この事件の影響で銀行は信用を失い，ここ6カ月ほどは預金が減っている」<sup>(45)</sup>とコメントしている。

この事件は，緩やかな新規参入規制・資本金規制の失敗，甘い中央銀行の監督などの問題の典型的な事例である。

なお，純粹に新規に設立された民間銀行の設立主体についても簡単にみておこう<sup>(46)</sup>。個人では民間の商人，法人では国営企業が設立主体の場合が多い。幹部は，国営企業のリーダーが銀行のマネージャーになるケースが大部分である。中央銀行職員が幹部となる場合もあるがそう多くはないとしている<sup>(47)</sup>。職員は，もと国営銀行で働いていた人たちの2～3倍の給与に惹かれての転職が多い<sup>(48)</sup>。

### 第3節 国営商業銀行と不良債権

ドイモイ以降も国営銀行が国営企業に対し「ソフトな金融」を行っていたことは，竹内 [1996] などによって指摘されている。それによれば，「国営商業銀行は，個々の企業に対する審査を通じた貸付ではなく，やはり企業との計画交渉を通じた，結果的には私企業よりも国営企業に対して，また国営企業については消費財部門の企業よりも重工業部門の企業に対して，より低利の金利を設定する貸付＝より正確には財政資金の再分配を実施している」。そうした結果，国営企業の債務は増加している。

国営銀行による政策融資は1988年の二層銀行制度の導入，また90年の銀行法の制定後も続いた。公共投資・国営企業への設備投資など長期資金供給を行っていた投資開発銀行の場合は，95年1月に財政省内に新たにできた投資開発総局に，財政投融資に関する業務は移管された<sup>(49)</sup>。また95年12月，同局

内に「国家投資援助基金」(National Investment Assistance Fund)が設立され<sup>(50)</sup>、投資開発銀行は中長期融資に専門性をもつ商業銀行になったとされる<sup>(51)</sup>。農業銀行がもっていた政策金融は95年に新たに設立された貧困者銀行に移された。これは貧農に優遇金利・無担保で貸す金融機関である。

もっとも、ベトナムの不良債権は、中国のような不良債権比率数十パーセントといった数字ではなく、1桁台の低いものだと一般にいわれている。事実、ヒアリングを行っても出てくる不良債権比率は非常に低い。質問に対し、一様に「不良債権は大したことはない。返済不能ではなく、ただ延滞になっているだけだ」と答えることが多いが、その延滞比率はかなり高いものがある。債権の分類がきちんとなされておらず、延滞と不良の差がはっきりしないのが実状である<sup>(52)</sup>。

表6は、国営4行およびその他主要銀行の延滞債権比率を示したものである。1996年末の総計<sup>(53)</sup>では延滞債権比率は約9%、対民間の比率の方が高いが、これは農業銀行の対農民信用と工商銀行の対民間企業信用によるものである。銀行別では、農業銀行が約15%と高く<sup>(54)</sup>、ついで外国貿易銀行、工商銀行となり、国営企業への中長期融資を専門とする投資開発銀行が一番低い<sup>(55)</sup>。図4は、延滞債権総額に占める各行の割合を示したものである。額では農業銀行が圧倒的に多いが、増加率では工商銀行とその他銀行の伸びが目立つ。

これらのことは、現在問題となっている不良債権・延滞債権は、計画経済期に中央政府管轄・大国営企業向けの政策的な融資に起因して発生したものであるというよりも、移行経済期に整理された地方管轄・小国営企業や農家への融資の結果、積み上がったものが多いということをうかがわせる。

工商銀行の例をみてみよう。表7は、1991～93年の工商銀行の不良債権および特別準備金の額・比率を示している。工商銀行は88年の国家銀行(State Bank of Vietnam)からの分離時に多くの不良債権およびその後不良化する債権を引き継いだ。そのことについて、中央銀行(State Bank of Vietnam)は90年に責任を認め、同年以前の不良債権の勘定を凍結し、それらは工商銀行

表6 主要銀行の延滞債権比率

(%)

	1994年末	1995年末	1996年末
農業銀行 合計	14.3	13.9	14.9
対国営企業	13.6	13.3	17.1
対民間	15.0	14.1	13.9
工商銀行 合計	7.7	9.3	11.5
対国営企業	8.7	6.3	8.8
対民間	5.3	21.6	39.1
投資開発銀行 合計	3.0	3.3	4.5
対国営企業	2.9	3.1	4.3
対民間	6.1	4.9	6.3
外国貿易銀行 合計	16.5	8.7	11.8
対国営企業	18.0	10.2	9.4
対民間	9.4	1.0	19.4
その他銀行 合計	3.6	3.0	4.2
対国営企業	6.1	2.5	4.9
対民間	1.9	4.0	4.7
銀行全体 総計	9.6	7.7	9.3
対国営企業	9.7	6.6	7.8
対民間	10.3	12.7	14.9

(注) 延滞債権の融資残高に占める割合。

(出所) 中央銀行および各行資料より計算。

表7 工商銀行の不良債権、特別準備基金

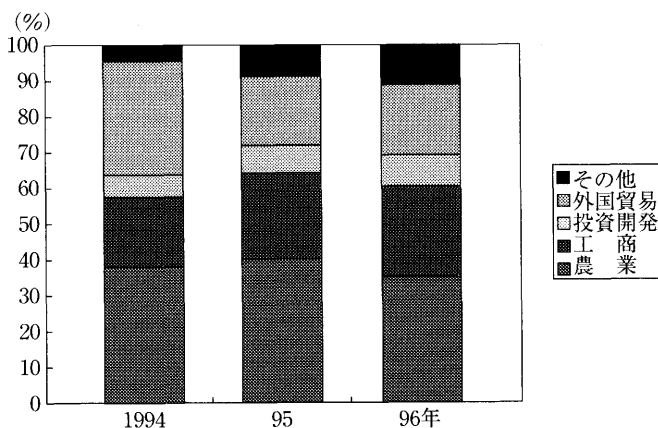
(単位：10億ドン，%)

	1991	1992	1993
融資残高	3,013.17	4,216.79	6,166.92
中央銀行凍結勘定	336.00	355.00	300.00
不良債権	76.00	110.00	243.00
特別準備基金	10.84	12.84	14.80
不良債権/融資残高	2.84	2.85	4.14
特別準備基金/不良債権	14.26	11.67	6.09
特別準備基金/融資残高	0.40	0.33	0.25

(注) 対融資残高比率の計算では中央銀行凍結勘定を除いてある。

(出所) 工商銀行資料より計算。

図4 不良債権の銀行別内訳



(出所) 中央銀行および各行資料より作成。

のバランス・シート上にあるものの、それに見合うぶん中央銀行より無利子の資金が供給されることとなった。しかしその後も、不良債権は額でも融資残高に占める割合でも増え続けている。それに備えるべき特別準備金の方はどうであろうか。絶対額でこそ若干の増加であるが、不良債権に占める割合は減り続け93年末でわずか6.1%、融資残高に占める割合も減少の一途をたどり同年末で0.25%にすぎなかった。中央銀行は、この90年以降に発生した不良債権については工商銀行の責任としているが、工商銀行ではそれらの債権も政府の政策によるものであり、中央銀行が責任を取るように求めている。

このように、計画経済期に積み上がった不良債権は中央銀行に凍結され<sup>(56)</sup>、その後のインフレと経済成長のなかでその比重は小さくなっていった。それに対し、現在問題となっている不良債権は近年発生したものであり、しかも増大傾向にある<sup>(57)</sup>。その原因としては、これまで借入残高に関する規制がなかったこと、担保に関する政策がなかったこと、短期資金を設備投資資金に流用していたこと、などが挙げられる<sup>(58)</sup>。

さらにいくつか不良債権に関する報道を引いてみよう。前掲の表7と食い

違うが、1996年2月の報道では四大国営銀行の不良債権は1兆ドン以上あるといわれる<sup>(59)</sup>。また、中央銀行主任検査官によるもの(95年末)では<sup>(60)</sup>、延滞債権比率は94年末0.2%に対し、95年末は5.1%と大きく上昇した。繰り延べられたものを入れれば8%になるだろうとのことである。彼の挙げている例では、民間の株式商業銀行が最もひどく、ハイフォン(Hai Phong)商業株式銀行の延滞債権比率が48%、ドンフォン(Dong Phuong)株式商業銀行が27%、サイゴン(Saigon)金融会社が24.2%等々と非常に悪い。また群小の株式銀行よりはるかに強大な国営商業銀行も、ところによっては問題の大きいところもある。工商銀行クアンニン(Quang Ninh)支店では49%、農業銀行タイビン(Thai Binh)支店では57%、投資開発銀行ミンハイ(Minh Hai)支店では36%、外国貿易銀行ホーチミン・シティ支店<sup>(61)</sup>では22%であった。

1996年1～9月のホーチミン市の数字では<sup>(62)</sup>、国営商業銀行は10%近い延滞債権率で、貧困者銀行にほとんど不良債権がなかったため、国営金融セクター平均で7.8%だった。それに対し、民間株式銀行の平均は12%で、なかには40%のものもあった。

#### 第4節 銀行危機への対応としての金融規制

これまで、信用組合の崩壊と民間銀行の不安定性、国営商業銀行が抱える不良債権などの問題についてみてきた。ここで、銀行がどの部門に与信しているのかを確認しておこう。図3は国内信用の内訳をみたものである。1980年代後半のインフレの原因であった銀行の対政府信用は少なくなり、また国営企業のシェアも大きいものの逡減傾向にあり、徐々に対民間信用が増えてきている。しかし、対民間信用のうちかなりの部分が農業銀行などの農民への貸付とみられ、となると非農業民間企業への融資はかなり少ない。とくに、96年央には銀行に預金が積み上がってきているにもかかわらず、資金不足の企業に金がまわらないということが問題化した(もっとも、年末からドンが弱く

なりドン預金を引き出してドルに替える動きが出たため、この余剰は解消された)。

このように、家計貯蓄→銀行システム→民間企業、というふうにはスムーズに資金が流れていない。金融仲介の阻害要因を軽減・除去し、これまでみてきた銀行危機を予防するために、どのような金融規制が行われているのかをここでみてみよう。また、規制のなかにはかえって資金循環を阻害しているものもある。その様態も考察する。

## 1. 企業側の問題

### (1) 会計

まず、企業が融資を受ける際の問題についてみておこう。情報の非対称性を除去するためには、企業の会計情報が適切に開示されることが必要である。しかし、1995年に導入された新しい会計制度はうまく機能しなかった。中央銀行の調査では、銀行の融資・営業担当者の多くが新会計制度に違反しており、そのことが同年に不良債権が増えた理由の一つであるという<sup>(63)</sup>。国営企業はより厳格に同制度を取り入れたものの、民間企業は実際には従っていない。中小企業の多くは民間であり、二重帳簿が当たり前となっている<sup>(64)</sup>。そもそも、現在の会計制度は国際基準からは程遠いもので、当局はEUなどからの支援を受けながら<sup>(65)</sup>、国際基準に近づけようと努力している。

### (2) 担保

銀行が貸出に慎重な理由の一つには、適切な物的担保が取れないということがある。認められているのは不動産担保のみで、債権担保、有価証券担保、動産担保などはない。では不動産担保が取れた場合でも、抵当流れ処分にするのはたやすいことであろうか。一般に不動産担保は換金が困難であるが、ベトナムのように所有権ではなく使用权、しかも土地市場が形成されていないところでは、抵当流れは「ラスト・リゾート」<sup>(66)</sup>であり、実際は難しいのが

現状である。中央銀行総裁は「近い将来には、銀行が返済不能となった企業の資産を没収する場合もありうる」と述べており、現在はまだ行っていないことを示している<sup>(67)</sup>。農業銀行の場合でも、「返済不能の場合は没収しオークションにかける」とはいうものの、「これはシリアスで微妙な問題であり、余程のことがないかぎり行わない稀なケースであり、また住宅を売ることは難しい」と述べている<sup>(68)</sup>。

こうした問題を回避するために、農業銀行・貧困者銀行では人的担保（債務者以外の者の信用と一般財産をもって債権の保全を図るもの）が大いに活用されている。農業銀行の例をみてみると、担保は1000万ドン以上の貸付の場合のみ必要である。担保として取るものは、土地使用権、住宅である。1000万ドン未満は「信用による担保」、すなわち共同債務保証（Joint Liability Group）というものによる<sup>(69)</sup>。これは、農民連合（Farmers' Union）や婦人連合（Womens' Union）といった各種団体を通じ、債務者が20～30人位のグループを結成し連帯保証をするものである。農業銀行の内部に作られている貧困者銀行（Bank for the Poor）ではすべてがこのスキームによる。

## 2. 銀行の自己責任原則

### (1) 自己資本の強化

銀行システムの安全性を確保するために、銀行自身が取るべき対応としては、サウンド・バンキングの原則やリスク管理体制の確立といったことが挙げられるが、ベトナムの現状ではまだまだである。そのため、将来リスクが現れた場合に備えて、自己資本の充実を図る必要がある。

準備金については次のように定められている。通常の準備金（reserve fund）は、中央銀行が定めた限度額まで毎年の純利益の5%相当を積むことができる<sup>(70)</sup>。また、リスクに備える特別準備金（special reserve fund）は、資本金と同額になるまで毎年の純利益の10%相当を積むことができる<sup>(71)</sup>。なお、特別準備金から5000万ドンを超える金額を引き出す際は、その旨中央銀行に通知



しなければならない<sup>(72)</sup>。

しかし、先に不良債権のところでは工商銀行の例をみたように、この特別準備金はあまり積まれていない。理由は有税積立てのためである。前にみたように銀行は、1995年末までは高い売上税が、96年初めからは同税が免除された代わりに利ざや規制(後述)が課され、税引後利益が少ない。そのため、税引後に貸倒準備金を積む余裕はない<sup>(73)</sup>。

## (2) 銀行経営のディスクロージャー

銀行の自己責任原則を促進すべき、銀行の情報開示はどの程度行われているだろうか。国営4行のうち、監査が入ったのは農業銀行のみである(1995年7月終了)。しかも、その監査レポートは公にはされていない。次の監査は工商銀行で、同行では監査が終了次第報告を公開するつもりと述べている<sup>(74)</sup>。これらの監査は構造調整のコンディショナリティによるもので、工商銀行の後は残りの国営2行と株式銀行2行が計画されている<sup>(75)</sup>。

民間銀行では、アジア商業銀行とVP銀行(VP Bank)が国際会計事務所に監査させている。こうしたことがアジア商業銀行の外資導入に有利に働いており<sup>(76)</sup>、前述のように他の民間銀行を圧する資金をもっている。

後述の預金保険基金は、将来の負担を軽減するために、会計検査を行うことも計画している。監査システムは銀行協会内の独立機関となり、加盟行を監査し、必要な場合にアドバイスを与えることとしている。また、監査システムの導入が、現在ばらばらの様式の商業銀行のバランスシートを統一する助けになるとも考えられている。

## (3) 金融機関の守秘義務

以上、銀行の自己責任原則が不十分であることをみてきたが、ベトナムの銀行ではもっと常識的なことも守られていない。例えば、金融機関の守秘義務である。銀行法第43条は、金融機関の職員は金融機関および顧客について知り得たことを他に漏らしてはならないと定めている。しかし、実際は情報

が簡単に漏れるため、公衆は所得を把握されることを嫌がり預金しようとせず、また預金する場合でも個人が企業の名で、または企業が個人の名で預金したりする<sup>(77)</sup>。そのためもあってか、銀行法改正案では「情報と秘密保持」に1章を割き<sup>(78)</sup>、より厳格な扱いとしている。

### 3. 監督当局の事前規制

次に、銀行システムの安定性のために、監督当局がどういう規制を行っているのかをみてみよう。ベトナムでは、日本ではおよそ考えられないような責任が融資担当者に課せられている。それは、融資手続きがたとえ合法的であっても結果として返済不能になった場合、融資責任者は罰せられるというもので、このため、担当者は融資に非常に慎重になっており、このことは貸し渋りの主因の一つである。とくに国営銀行は国の資金を無駄に使ったということになるため、国営企業にばかり貸したがりが、民間企業には貸したがらない。中期貸出については、中央銀行のガイドラインがあり<sup>(79)</sup>、担保の掛け目などを定めている。

こうした厳格な罰則が出てくる背景には、銀行自身の融資態度が非常にいい加減なことがある。その様態と対する規制をみてみよう。

#### (1) 諸比率規制など

##### (i) 銀行の融資に関する規制

融資について銀行法第22条第1項で注意原則を述べ、第2、3項で借り手に提出を求める各種書類およびその保存について、大まかに記している。

大口融資規制については、1社への融資は、資本金と通常および特別準備金の合計の10%を超えてはならない<sup>(80)</sup>。上位10社への融資の合計は、融資総額の30%を超えてはならない<sup>(81)</sup>。ただし、外銀支店に対しては、親会社の資本金で計算するという解釈もあり、各支店個別に中央銀行と交渉している<sup>(82)</sup>。

担保の掛け目については、融資額は担保の70%を超えてはならない<sup>(83)</sup>。なお、融資は申込みの際に登録した目的以外に利用してはならない<sup>(84)</sup>。

融資に関する健全規制については、最近新たな動きがあった。今までなかった借入残高規制である。これにより借入過多による倒産を防ごうとするものである。

1996年10月初めにその規制が布告された (Decree 59/CP)。それによると、国営企業は、授権資本と同額までは、社債発行、銀行融資、その他の資金調達を行うことができる。しかし実際には、総公司 (general corporation) などを中心に、授権資本の何倍もの銀行融資を受けている企業が数多くあるし、一般の国営企業も資本額が非常に小さいので銀行融資に頼って業務を行っているのが実状である。そのため、国営企業側、貸し込んでいた国営銀行側、双方から多くの反対が出ていた。

中央銀行副総裁も、同規制に代えて、業績の良い国営企業は授権資本金の2倍まで資金調達を許し、その他の問題を残す国営企業は同規制のとおり資本金と同額まで、とする計画を発表した<sup>(85)</sup>。結局のところ、1997年1月、同規制は副首相 (当時) ファン・ヴァン・カイによって「政府がこの件について新たな決定をなすまでの間」延期することが決まった (6755/KTTH)<sup>(86)</sup>。

さらに3月、中央銀行は、国営企業に対する商業銀行の融資について新たなガイドラインを出すこととなった<sup>(87)</sup>。これは、前述の「新たな規制をなすまでの間」の商業銀行の対国営企業融資に指針を与えるために出された。ガイドラインのなかで、国営企業を財務状況によって三つのカテゴリーに分類することを計画している。カテゴリーCは、過去に返済不能となったことがある企業で、これらに対しては融資を行ってはいけない<sup>(88)</sup>。カテゴリーA、Bに対しては新規の資金需要が本当にあるときのみ、新規融資を行ってよい。また、ガイドラインは、新規設立企業に対する融資残高については資本金を超えないよう定めている。

#### (ii) 銀行の資金調達に関する規制

調達の総額については、資本金と準備金の合計の20倍を超えてはならない

と定められており<sup>(89)</sup>、預金も同様の規定がある<sup>(90)</sup>。もっとも、信用力のない一般の民間金融機関は20倍集められるわけではない。古いデータ（1994年4月）ではあるが、ホーチミン・シティの商業銀行などでは資本の6.6倍が平均で、資金吸収力の強い銀行で12倍とされている<sup>(91)</sup>。さらに、貸出を行っていない顧客（個人・法人）からのドン預金の受入れは、株主資本の20%（現在は25%）を超えてはならないとしている<sup>(92)</sup>。

なお、外銀支店については、ドン預金の受入れは総資本金の20%までとされ、また、各行に対する個別指導でドン定期預金を取ってはいけないことになっている<sup>(93)</sup>。また、外銀と合弁銀行のドン預金の受入れは、払込資本の10%までという規制もあったが、1996年12月に25%までに引き上げられた。しかし、総資本金の20%という上限があるため、この規制緩和の効果は少ないという意見もある<sup>(94)</sup>。また、債券発行については、直接間接に金融機関の経営権に支配を及ぼしかねないような債券の発行を禁止している<sup>(95)</sup>。

### (iii) 事例<sup>(96)</sup>

融資規制が全然守られていない例をみてみよう。1996年10月に元外国貿易銀行ホーチミン・シティ支店幹部2人が逮捕された事件である。事件の概略は、国営の消費財輸入会社に980万米ドルを融資し、その返済が焦げついたにもかかわらず、さらに130万米ドルの信用状の開設を行った。それに加え、自身が幹部でもある合弁銀行ファースト・ビナ銀行（First Vina Bank）に影響力を行使して、同行から同社へ480万米ドルの融資を行い、さらにインドネシア中央銀行の幹部とのミーティングをアレンジして870万米ドルの追加融資を引き出し、自身も謝礼を受け取った。この金はブンタウ（Vung Tau、ホーチミン東南）での土地取引に使われた。

貸し込みの例をみてみると、工商銀行カントー支店は、ソクチャン（Soc Trang）輸出入会社が他行5行からすでに400億ドンも借りているにもかかわらず、融資を行った。また、工商銀行ホーチミン第6支店も、ビンタイ（Binh Tay）穀物会社が赤字会社であるにもかかわらず、10億ドンの融資を行っていた。

## (2) 関係者への融資に関する規制

関係者への融資について、銀行法は第30条第2項で関係者の例を列挙し、同第1項でそれらへの優遇融資を禁止している。融資の要件について同第3項で、関係書類の精査の後、取締役会の承認を得て、資本金の5%を上限として融資できるとしている。

しかし、前述の旧信用組合からできた新民間銀行の例でみたように、この規制はほとんど守られていないことが多い。中央銀行ホーチミン・シティ支店長の発言によれば、銀行によっては制限の10倍も関係者へ融資しており、また設立されたその日に制限を超えた例もあるという<sup>(97)</sup>。旧信用組合が転換されてできた民間銀行の場合、信用組合の出資者が新銀行の幹部になることが多く、その場合、旧債務が貸付に転換され規制を破る例が多い。しかし、新たにできた民間銀行の場合も、前述のように国営企業・民間商人が設立母体となっているものが多く、いわゆる機関銀行となっている。最も大きいアジア商業銀行でさえ、関係者融資が株主資本の22.1%に達している(1995年末)<sup>(98)</sup>。

## (3) 中央銀行の監督・検査

中央銀行の金融機関に対する監督・検査については以下のように定められている。金融機関は毎月15日、前月のバランス・シートに説明をつけて中央銀行に提出しなければならない<sup>(99)</sup>。また、何か変事があったときは遅滞なく報告しなければならない<sup>(100)</sup>。もちろん、年次報告も行われる<sup>(101)</sup>。しかし、これまでみてきたように、中央銀行の監督が不十分だった例は枚挙にいとまがない。1995年に延滞債権が積み上がったことを受けて、中央銀行は96年以降、商業銀行の融資活動の監督・検査を強化する意向を表明した<sup>(102)</sup>。現在、検討中の中央銀行法案第12版では、新たに規制・監督に関する章が加わった。

#### 4. セーフティ・ネット

次に、セーフティ・ネットの整備状況についてみてみよう。公衆が銀行預金を行いたがらない理由の一つは、前に述べた1989～91年の信用組合の崩壊で痛目目に遭っているため、金融機関、とくに民間のものを信用していないことがある。危機に陥った金融機関に対し、中央銀行がいわゆる「最後の貸し手」としてどう働くのかが決まっていない。また、庶民の少額の預金ならば預金保険でカバーできるが、現在はまだ預金保険は存在していない。

##### (1) 中央銀行の対策

銀行法では、金融機関が流動性危機に陥った場合、中央銀行はその機関を支配下におき、通常の状態に戻るよう適切な措置をとることができるとしている<sup>(103)</sup>。再建不可能ないし解散が適切と思われる場合、中央銀行は債務不履行および解散を宣言し<sup>(104)</sup>、中央銀行と財政省の監督下で清算が行われる<sup>(105)</sup>。実際に中央銀行がどのような措置をとるのか、今までほとんど明らかにされていなかった。最近（1997年3月15日）の中央銀行副総裁の発言によると<sup>(106)</sup>、ようやく中央銀行は危機に陥った商業銀行に対し、緊急の資金供与を行うプランを立てている。これは、97年4月の国会に提出されるはずだった中央銀行法改正案（第12版）に記載されているもので、実際に取り入れられるかどうかはまだ分からない。

##### (2) 預金保険

預金保険については、現在検討中の銀行法改正案の初期草案<sup>(107)</sup>の第7条に「金融機関は中央銀行の規定にしたがい、預金保険に加入しなければならない」とあるが、中央銀行は今のところ何も規定していない。商業銀行側からの動きとしては<sup>(108)</sup>、信用組合の連鎖倒産の教訓を受けて、ベトナム銀行協会（Vietnamese Banking Association: VBA）が、危機に瀕しても中央銀行の支

援を受けられない場合のために、国内の金融機関に対する預金保険基金 (Deposit Security Fund: DSF) を設立することを計画している。銀行協会は現在39の国内銀行から成っており、外国銀行は加盟を許されていない。なお、この計画にはドイツの援助機関GTZ (Germany's Technical Cooperation Organisation) が1993年から協力しており、ドイツ民間銀行協会 (German Private Banking Association) の専門家が入っている。

その草案では、各銀行は初年度少なくとも1000万ドルを出資することとなっている。基金の余剰資金は株式・債券購入に向けられるという。しかし、投資収益のメンバーへの配当はなく、基金の拡大に使われることとなっている。預金保険に加入しているメンバーはその旨を広告することが許され、加盟行が預金吸収を行いやすいようにする。これらから判断すると、保険料は、各銀行の倒産リスクを評価してそれをカバーする料率を課すのではなく、一定額(率)の保険料が課されるようである。この場合、倒産確率の高い銀行が負担すべき費用をより健全な銀行に負担させているというフリー・ライダーの問題が生じるが、現在のベトナムの状況では、倒産リスクを正確に計ることなど全く困難なので、仕方がない。また、金融当局によるものではなく銀行協会によるものなので、預金保険制度への強制加入規制ではないようである。となると、倒産確率の高い金融機関だけが預金保険に加入するという「逆選択」が起こりうるが、現状では預金者の信認を得る方が重要であろう。

現在、考えられている救済のスキームは2種類あり、一つは「資金援助」で、軽い流動性危機が起こった場合、その銀行は基金から無利子ないし低利で、払戻しのための資金が借りられるというものである。危機から立ち直った後、借入資金は返済されなければならない。もう一つが「保険金支払」で、破産の危機に瀕した場合に基金は負債をカバーするだけである。預金者は1銀行1口座のみ返済を受けることができる。現在のところ、メンバーの出資金額および預金者への補償額は明らかにされていない。当面は、補償額は預金額の一部分にとどまる見込みである。

基金設立は、当初の案では1996年初めの予定であったが延び延びとなって

いる。法的手続きは95年中に終わり、96年4月段階で租税総局からの免税措置の認可を待っている。銀行協会では、基金に関する活動を免税にしてくれるよう要請している。

しかし、この銀行協会が預金保険基金を作ることに対し、アジア開発銀行は、協会が自身のメンバーを検査するということであり、そこには利益の対立が内在していると批判している<sup>(109)</sup>。金融システムの長期的発展にとっては、銀行協会から分離された独立の機関が適切であると述べている。

## 5. 貸出金利の規制 (図5)

ここまでは、銀行システムの安定性を強化しようとした諸方策をみてきたが、次に計画経済的色彩を残した、逆に金融仲介を阻害する恐れのある金利規制についてみておこう。

まず、これまでの金利動向を概観すると<sup>(110)</sup>、実質金利は、1989年3月に名目金利の大幅引上げにより正転し、その後90年後半から92年初めにかけて再度マイナスとなったが、92年央以降はプラスを維持している。貸出先別金利については、90年から所有別、93年第2四半期からセクター別の金利規制を廃止し、現在は運転資本と固定資本別の区別になっている。預貸金利差については、92年央によりやく逆ざやが解消された。長短逆転は長らく続いていたが、96年7月に初めて順イールドとなった。

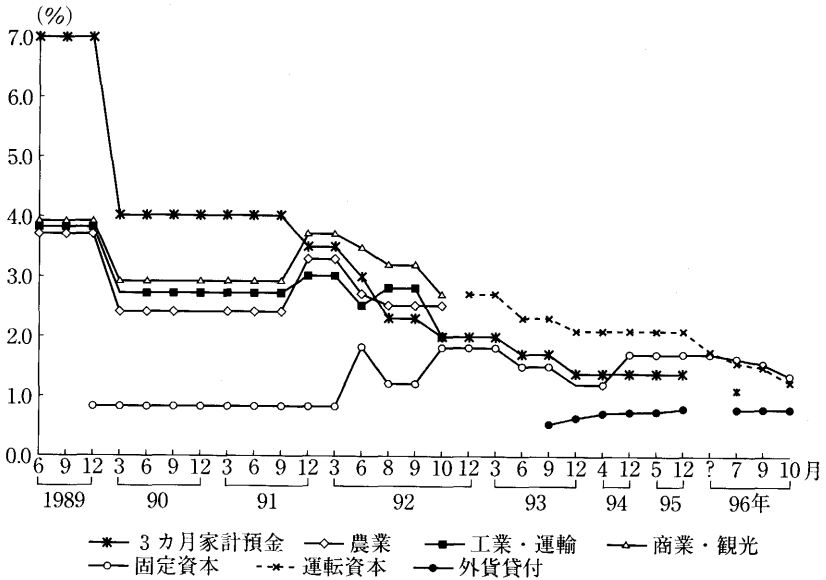
現在のドンの貸出金利については、1年未満の短期金利、1年以上の中長期金利それぞれ最高貸出金利が定められている<sup>(111)</sup>。米ドル貸出についても最高貸出金利が定められている<sup>(112)</sup>。

さらに、1996年初めから貸出金利と預金金利の平均の預貸金利差が月利0.35% (年利4.2%) を超えてはならないという利ざや規制が課されている<sup>(113)</sup>。この規制については批判が多く、中央銀行内部でもこの規制を廃止した方がよいというのが一般的な意見といわれている<sup>(114)</sup>。

とくに顧客数が多く広域に展開していて、1件当りの貸出額が小さい農業



図5 預貸金利の動向（月利）



(出所) IMF [1988] ~[1996a] および *Vietnam Investment Review*, various issuesより作成。

銀行では、当然のことながら非常に不満が強い<sup>(115)</sup>。例えば、農業銀行クアンビン支店では貸出額1600億ドンで約3万の農家をカバーしており、「他行のカバレッジは小さく、農業銀行の利ざやはもっと高くすべきだ」と述べている。もっとも利ざや規制が撤廃されたとしても、「最高貸出金利規制が決められているので、利ざやを拡大しようとするれば預金金利を下げざるをえない。そうすれば預金が集まらなくなるので無理」である<sup>(116)</sup>。中央銀行でも問題点を承知しており「農業銀行は利ざやが0.50%、大口顧客の多い外国貿易銀行のそれは0.15%が良いのではないかと述べている<sup>(117)</sup>。もっとも、この利ざやは事後の平均、暦年末で計算され、その計算方式も明確化されておらず<sup>(118)</sup>、「弾力的」に、すなわち中央銀行と交渉の余地があるようである<sup>(119)</sup>。

工商銀行の例をみると、1996年の税引前利益は約2000万米ドルで、95年の

約3000万米ドルより少なくなっており、利ざや規制が原因と述べている<sup>(120)</sup>。

## おわりに

本章では、ベトナムにおける銀行危機についてみてきた。モノバンキング・システムから二層銀行制度へ、また国営銀行独占体制から新規参入の開放へという展開は、いずれも金融自由化の方向に向けた改革であった。しかし、中央銀行の監督能力を大幅に強化せずに、また地方政府の影響力を残したまま、短期間に改革を行ったことから、起源も違い機能も違った農村・都市信用組合のいずれもが崩壊していった。また、救済策として民間株式商業銀行に転換されたものも依然多くの問題を抱えている。

一方、国営商業銀行の抱える不良債権の実態は不明なものが多い。が、その原因は計画経済期の中央政府管轄・大国营企業向けの政策融資によるものよりも、移行経済期に整理された地方政府管轄・小国营企業や農家への融資の結果、積み上がったものが多いということが分かった。

銀行危機を予防し、金融仲介を阻害する要因を軽減・除去するための金融規制・諸制度はいずれも不十分である。会計制度、担保制度は未整備で、諸比率規制などは守られていない。セーフティ・ネットの一つとしての預金保険制度も構想段階にとどまっている。また、規制のなかには、利ざや規制のようにかえって金融仲介を阻害しているものもあった。

平仄のとれていない改革と規制のため、次々と出現する問題への対応が計画経済的な介入の強化へという形になりがちである。市場経済化に応じた規制の枠組みの整備・強化が望まれる。

[追記]<sup>(121)</sup> 本文中に記したように、新銀行法・中央銀行法案は1997年4月の国会に提出されるはずだったが、突然審議先送りとなった。その後、第19版がようやく国会に提出され、原案にいくつかの修正を加えた後、

12月に通過となった。98年10月から実効となる。

中央銀行の独立性に関しては、これまで財政省の一部局のように扱われていた面もあったが、新法により独立性を高めたとされる。しかし、この点に関しては「中央銀行に権限を与えすぎている」という計画経済的な思考を依然拭い切れていない議論もあるようである。実際は、権限を与えすぎているどころか、新たに「国家金融政策顧問委員会」(Consultative Committee of National Monetary Policies) が創設され、中央銀行はこの支配下に入る模様である。この委員会は、長が副首相、副が中央銀行総裁、その他、財政省、計画投資省などの代表がメンバーに入る見込み。この委員会と中央銀行の権限の分担も不明確であり、委員会設立に対しては国会でも相当批判が出た。

銀行法にも改悪といってよいような点がある。例えば、現行法では貸付に対し担保を提供することとなっているが、新法では国営企業は担保を必要としない。また、大口融資規制は、現行法では1社貸出は資本金の10%までとなっているのを、新法では15%までと緩和した。

[付記] 本稿は、拙稿、服部 [1997] の続編として書かれた。重複する部分もあるが、その場合は新しいデータ・聞き取り調査によって内容を補充するように努めた。

本稿作成にあたり、いろいろとコメントいただいた渡辺慎一教授 (国際大学)、地方省財政金融調査に連れて行って下さった田近栄治教授 (一橋大学)、ハイズン (Hai Duong) 省農村金融調査に連れて行って下さった泉田洋一教授 (東京大学) にとくに感謝する。また、本稿は国際協力事業団「ヴィエトナム国市場経済化支援開発政策調査」による知見の一部に基づく。同調査の関係者の方々にも厚く御礼申し上げたい。なお、意見・ありうべき誤りの文責が筆者にあることはいうまでもない。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 本章では、銀行を広く預金取扱金融機関と解釈し、信用組合を含めて考察する。
- (2) 本書第8章 (渡辺) は、移行過程の二重性、多重性という観点から、経済発

展段階の異なるハンガリーとの比較において、ベトナムの銀行危機の性質を理解しようとしている。本章は、移行経済期に行われた経済改革と現在に至るまで頻発する金融危機・銀行危機との構造連関に焦点をあてて、諸危機の全体像を再構成しようとしている。

- (3) このときの混乱の様子は、櫻井 [1989] に詳しい。
- (4) この「金・ドル経済」の様態については、服部 [1995] の第4節「伝統的市場経済、金・ドル経済」を参照。
- (5) 現金通貨(対GDP比)は1990年から91年で7.3%から6.6%へ、ドン預金(同)は8.2%から6.2%へと、金融的深化が後退している。図1を参照。
- (6) より詳しくは、服部 [1995] およびNguyen & Pham [1994] を参照。
- (7) Nguyen & Pham [1994] によると、この改革は1987年7月(指令No. 218/CT, 23 July 1987)より4都市(ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン)で実験的に始められ、88年4月(決定No. 53/HDBT)より全国的に展開された、とする。しかし、農業銀行クアンビン(Quang Binh)省支店では87年に分離したと述べており(97年3月の聞き取り調査)、地域によっては87年に分離が行われたものもあるようである。  
また、農業・工商銀行の正式な設立年は1990年とされ、しばしばその性格について88~90年は専門金融機関、90年以降は商業銀行とされるが、後にみるように農業銀行は貧困者銀行の設立まで政策金融を担当しており、90年を商業銀行としての画期とはいえない。同年が画期といえるのは、後にみるように国家としての不良債権の責任を認めた年限としてである。
- (8) 1997年より、農業・農村発展銀行(Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development)と名を改めた。
- (9) IMF [1990] による。不良債権が移行経済期にかえて拡大再生産されてしまう構造については、本書第8章第1節(渡辺)を参照。
- (10) Ordinance on Banks, Credit Cooperatives and Finance Companies, 1990(以下、「銀行法」)とOrdinance on the State Bank of Vietnam(以下、「中央銀行法」)である。以下の引用はGIOI [1993]の英文テキストによる。
- (11) “State Bank Plans ‘Life Boat’ Credit for Commercial Banks,” *Saigon Times Daily*, March 17, 1997による。
- (12) 『日本経済新聞』1997年3月31日朝刊による。
- (13) “Vietnam Outs Bank Governor Following Scandals, Bad Debt” and “Vietnam PM Seeks Healthy Banking Sector, More Sell-offs,” *Wall Street Journal*, September 30, 1997による。
- (14) 本章では、1988年の商業銀行業務分離までを国家銀行、それ以降を中央銀行と表記する。
- (15) IMF [1990] による。同書はまた、分離した専門金融機関についても、商業

銀行というより官僚制の一部である、と述べている

- (16) このインフレの状況については、服部 [1995] の第3節2の(1)「財政赤字とインフレーション」を参照。
- (17) 服部 [1997] の第2節2「財政赤字ファイナンスとその制度的規制」を参照。
- (18) 筆者は前稿(服部 [1997])で、この世界銀行資料により新規参入政策に変化があったと主張したが、渡辺教授のご批判(1994年第1四半期が参入規制の転換点とはいえないということ)、およびState Bank of Vietnam, ホーチミンシティ支店のチャン ミン トゥアン(Tran Minh Tuan)氏(Deputy Director)からの聞き取り調査(97年5月, 以下, 1997年5月聞き取り調査)に基づき、以下本文で説明するように「96年6月までは緩やかな新規参入政策が続いた」と改める。
- (19) 7カ月後の1994年10月までで153基金が認可されている。
- (20) “No New Joint Stock Banks,” *Vietnam Investment Review* (以下, *VIR*), February 20, 1995による。
- (21) 1997年5月聞き取り調査による。
- (22) 中央銀行Decision No. 223/QDNN, 27 November, 1993および“State Bank Fixes Minimum Capital for Credit Organisation,” *VIR*, December 13, 1993による。なお、民間商業株式銀行の法定資本金は所在地により違い、この時点で、ホーチミン市が700億ドン、ハノイ市が500億ドン、その他省市が200億ドン、農村地域では支店をもつ銀行が300億ドン、支店をもたない銀行が100億ドンであった。
- (23) “Regulations Hamper Share Sale,” *VIR*, October 28, 1996による。
- (24) No. 189-HDBT Article 4による。
- (25) Hoan [1997] による。
- (26) “Stock Banks Run Wild, Say Report,” *VIR*, April 10, 1995による。
- (27) 同行のアンニュアル・レポート1995年版およびHoan [1997] による。
- (28) 『日本経済新聞』1997年5月5日付朝刊の「ベトナムで銀行再編」の記事による。また、*Vietnam Economic Times* [1997] およびHaughton [1997] なども参照。
- (29) この節は、人民信用基金、世界銀行、IMF資料、および1997年5月聞き取り調査に基づく。
- (30) ベトナムでは、日本のように中央の出先機関と県の担当部局が併存するのではなく、省人民委員会のなかに財政局、計画投資局、産業局などがある。人事、予算などは省人民委員会に服し、「専門的な指導」は中央の財政省、計画投資省、産業省などから受ける。
- (31) ベトナムでは、中国と同様、地方にある金融機関支店に対し地方政府の影響

力が強い。この点については、服部 [1997] の第1節の4「銀行の地方支店の特質と地方政府の支配」を参照。

この地方政府の影響力がどのように変化してきたのかを確定するのは難しいが、1988年以前は明らかにその力は強かった。88年の二層銀行制度の導入後も影響力はあったようである。例えば、Nguyen & Pham [1994] は、87年にホーチミン市で国家銀行から工商銀行を分離した際、中央銀行と人民委員会の二重管理となったと記しており、またWood[1989]は、中央銀行職員が地方政府は地方の銀行支店を自分たちのものだと思っていると語ったことを紹介している。90年中央銀行法第42条は「中央銀行は金融機関の本店にのみ貸付を行い、それらの支店には直接は貸さない」と定めており、これは、地方政府→中央銀行地方支店→国営銀行地方支店（とくに投資開発銀行）→地方国営企業、という流れを止めるための規定ではないかと思われる。その後も、「各支店は地方政府の強い影響下にある。また、中央銀行は商業銀行の支店に対し強い影響力をもっていない」(Tran [1994])とされるが、筆者の94、96、97年の地方省ヒアリングでは、もうその影響力はほとんどないように思われた（とくに96、97年）。90年の銀行法・中央銀行法、および95年の投資開発局・国営資産管理局の新設が画期となっているのではないだろうか。

- (32) 1997年5月聞き取り調査による。
- (33) “HCMC Rocked by Credit Coop Fraud,” *VIR*, August 2, 1993による。
- (34) World Bank [1995a] による。
- (35) World Bank [1995a] による。同書は、この理由で、農村信用組合についてはインフォーマル・ファイナンスの項で触れている。IMF [1990] も参照。
- (36) 1997年5月聞き取り調査による。なお、同調査に応じてくれたチャンミントゥアン氏によると、中央銀行の検査・監督は“temporal”にはあったという。
- (37) この段落は、IMF [1991] による。
- (38) 1997年5月聞き取り調査による。
- (39) 中央銀行ソンベ (Song Be) 省支店職員からの聞き取り調査による (1997年3月)。しかし、本当に元金が戻ったのか疑わしい。
- (40) 事件の概要は、“HCMC Rocked by Credit Coop Fraud,” *VIR*, August 2, 1993による。
- (41) 首相決定, Decision 390/Ttg, 27 July, 1990による。
- (42) この項は“Commercial Banks Rise from Ashes of Collapsed Credit Cooperatives,” *VIR*, June 4, 1994, および1997年5月聞き取り調査による。
- (43) 1997年5月聞き取り調査による。
- (44) 事件の概要は“Corrupt Bank Boss Faces Firing Squad,” *VIR*, October 14, 1996による。

- (45) 世界銀行ベトナム駐在員事務所、バブソン(Babson)氏(Resident Representative)からの聞き取り調査による(1996年12月)。
- (46) 1997年5月聞き取り調査による。
- (47) 日本もそうであるが、先にみたザディン銀行のような合併銀行の方が中央銀行職員の天下りが多いのかもしれない。
- (48) 1997年5月聞き取り調査およびHoan [1997]による。
- (49) Decree 187/CP, 10 December, 1994による。また、VIR, November 28, 1994の記事によると、財政による資本支出、優遇的な信用供与による資本建設は1995年1月1日より財政省の直轄となり、それらに関して投資開発銀行がもつすべての書類、財産、職員などは財政省に譲り渡すように、財政省・中央銀行が命令を出した、とされる。
- しかし、投資の配分など政策的なところは投資開発総局ではなく投資計画省で決まっているようである(1997年1月の投資開発総局での聞き取り調査による)。また、地方では投資開発総局の幹部は人民委員会の財政局から来ているようである(97年1月のダナン省投資開発局での聞き取り調査による)。
- (50) 正式に活動を始めたのは1996年からであるが、実験的には94年から行われていた。投資計画省での聞き取り調査による(97年3月)。
- (51) IMF [1996a]は「投資開発銀行は公共投資プロジェクトに対し、市場金利より低い金利で長期資金を提供している」と述べ、政策金融の残存を指摘している。しかし、1997年3月に北・中・南部各3省で聞き取り調査を行った結果では、1省を除いて優遇金利による政策金融は投資開発局であって、投資開発銀行は行っていないと述べた。
- (52) 1994年7月の報道では、不良債権比率は貸出の8%、資本金の35%と述べているが、それもロールオーバーした分を含めていない数字であり、実際はもっと高いものであろうと推測している。“Commercial Banks Rise from Ashes of Collapsed Credit Cooperatives,” VIR, July 4, 1994による。
- (53) ただし、中央銀行に対する報告銀行28行の総計である。後にみるように、この報告銀行に含まれない民間株式商業銀行のなかに不良債権を多く抱えたものが存在する。
- (54) 農業銀行ダナン支店では「国営商業銀行のなかでは、自然災害などの影響を受けるため、農業銀行の不良債権比率が高い」と説明している(1997年1月の聞き取り調査による)。
- (55) 地方でのヒアリングでも、不良債権問題は投資開発銀行の対国営企業融資よりも、天候不順などによる農業銀行の対農漁民信用の焦げつきの方が多いというのが一般的である。一例としてクアンビン(Quang Binh)省の場合では、1996年末の不良債権比率は農業銀行同省支店で2~3%、投資開発銀行同省支店では1.28%であった(97年3月の聞き取り調査による)。

- (56) 農業銀行の場合も過去の不良債権は凍結され、中央銀行より1億米ドル相当資金が出て1995年に償却した(96年12月、農業銀行本店での聞き取り調査による)。
- (57) 財政省国営資産管理局, 工商銀行本店(ともに1996年12月), 外国貿易銀行(97年1月)での聞き取り調査による。
- (58) 財政省国営資産管理局での聞き取り調査による(1996年12月)。
- (59) “Bank’s 1995 Profit to Repay Bad Debts,” *VIR*, February 19, 1996による。
- (60) “Banks Consider Asset Repossessions,” *VIR*, February 5, 1996の中央銀行主任検査官チンバトゥ(Trinh Ba Tuu)氏の話による。
- (61) 同支店は1995年の業績がよく、その利益の半額を不良債権の償却に充てることできるように中央銀行の認可を求めている。同支店の保有する不良債権はドン建てが3000億ドン, 米ドル建てが5000万米ドルで、彼らの償却プランへ中央銀行の認可が得られれば、2000年までに償却可能としている。“Bank’s 1995 Profit to Repay Bad Debts,” *VIR*, February 19, 1996, による。
- (62) “SB Sounds Alarm on Overdue Commercial Bank Debts,” *VIR*, October 28, 1997による。
- (63) “Banks Consider Asset Repossessions,” *VIR*, February 5, 1996による。
- (64) ハノイ財政会計大学のブバンホア(Vu Van Hoa)教授からの聞き取り調査による(1997年1月)。
- (65) “Accounting Methods to Come under International Scrutiny,” *VIR*, December 23, 1996を参照。
- (66) “Banks Consider Asset Repossessions,” *VIR*, February 5, 1996のなかの中央銀行員の言葉による。
- (67) “Banks Consider Asset Repossessions,” *VIR*, February 5, 1996による。
- (68) 農業銀行クアンビン省支店副支店長からの聞き取り調査による(1997年3月)。
- (69) 農業銀行クアンビン省支店の場合、農家への平均貸出額は250万ドンであり、ほとんどが担保を必要としない(1997年3月の聞き取り調査による)。
- (70) 銀行法第14条(a)項およびNo. 189-HDBT Article 16(g)による。
- (71) 銀行法第14条(b)項およびNo. 189-HDBT Article 16(h)による。
- (72) No. 187/QD-NH5による。
- (73) 農業銀行ダナン支店では「リスクに見合う積立金がない、準備金を無税で積みみたい、税引後積み立てれば利益がなくなってしまう」と述べている(1997年1月の聞き取り調査による)。
- (74) 監査法人はプライス・ウォーターハウス(Price Waterhouse)である。
- (75) “Second State Bank Opens Books to Outside Scrutiny,” *VIR*, December



- 2, 1996による。
- (76) ジャーディン・マセソン・ホールディングス社 (Jardine Matheson Holdings Ltd.) やベトナム・ファンド (Vietnam Fund), ドラゴン・ファンド (Dragon Fund) などが株式を購入している。
- (77) 農業銀行ダナン地域支店Ⅲ, 富士銀行ハノイ支店での聞き取り調査による (ともに1997年1月)。また, 世界銀行現地駐在員も「国民が銀行に口座をもちたがらないのは, 税務当局に所得を把握されたくないからだ。税回避の傾向が強い」と述べている。世界銀行ベトナム駐在員事務所, バブソン氏 (Resident Representative) からの聞き取り調査による (96年12月)。
- (78) 銀行法改正案第10章第83~90条。
- (79) 中央銀行総裁決定, Decision No. 367/QD-NH, 12 December, 1995による。
- (80) 銀行法第25条およびCircular No. 178-NH/TTによる。
- (81) 同上。
- (82) 富士銀行ハノイ支店での聞き取り調査による (1997年1月)。
- (83) Decision No. 217 QD-NH 1による。
- (84) Decision No. 198 QD-NH 1およびNo. 367 QD-NH 1による。
- (85) “Local Bankers Crave Credit Mechanism,” *VIR*, January 6, 1997による。
- (86) “State Sector Breathes Easy as Khai Stays Limit on Loans,” *VIR*, January 13, 1997による。
- (87) “State Firms Learn Their ABCs,” *VIR*, March 17, 1997による。
- (88) これまででは不良債務が発生した国営企業でも, 政府の認可があれば, 再び商業銀行から融資を受けることができる (1996年12月, 財政省国営資産管理局での聞き取り調査による)。
- (89) 銀行法第23条による。
- (90) Decree No. 189/HDBTによる。
- (91) *VIR*, July 4, 1994による。
- (92) Decision No. 174/QD-NH 5による。
- (93) 富士銀行ハノイ支店での聞き取り調査による (1997年1月)。
- (94) “Ceiling on Dong Deposits Raised to Meet Loan Demand,” *VIR*, December 9, 1996による。
- (95) 銀行法第24条による。
- (96) “Bad Loans Sink Bankers,” *VIR*, October 21, 1996による。
- (97) “Amended Banking Law Will Revitalize Joint Stock Banks,” *VIR*, August 1, 1994による。
- (98) 同行のアンニュアル・レポート1995年版による計算。
- (99) 銀行法第41条第1項による。
- (100) 銀行法第41条第2項による。

- (101) 銀行法第42条による。
- (102) “Banks Consider Asset Repossessions,” *VIR*, February 5, 1996のなかの中央銀行総裁の発言による。
- (103) 銀行法第45条第1項による。
- (104) 銀行法第45条第2項による。
- (105) 銀行法第46条による。
- (106) “State Bank Plans ‘Life Boat’ Credit for Commercial Banks,” *Saigon Times Daily*, March 17, 1997のなかの中央銀行副総裁グエン ゴク オアン (Nguyen Ngoc Oanh) 氏の発言による。
- (107) 「銀行および準銀行金融機関に関する法」の初期段階の草案・邦訳による。これは渡辺慎一教授 (国際大学) よりいただいた。同教授のご厚意に感謝する。
- (108) ここでの記述は *VIR*, May 8, 1995, October 9, 1995およびApril 29, 1996による。
- (109) ADB [1996] による。
- (110) 詳しくは、服部 [1997] の第3節の2「金利の動向」を参照。
- (111) Decision No. 191/QD-NH 1による。
- (112) Decision No. 381/QD-NH 1による。
- (113) Decision No. 191/QD-NH 1による。
- (114) 中央銀行ダナン支店長からの聞き取り調査による (1997年1月)。
- (115) 農業銀行ダナン地域第3支店 (1997年1月)、クアンビン支店 (97年3月) での聞き取り調査による。 *VIR*, September 2, 1996もみよ。
- (116) 農業銀行クアンビン支店では、1996年は預金金利の引下げが4回あったため、預金が減少した (1997年3月の聞き取り調査による)。
- (117) 中央銀行クアンチ (Quang Tri) 省支店職員からの聞き取り調査による (1997年3月)。
- (118) IMF [1996a] による。
- (119) 中央銀行ダナン支店および富士銀行ハノイ支店での聞き取り調査による (ともに1997年1月)。
- (120) 工商銀行本店での聞き取り調査による (1996年12月)。
- (121) 本追記は、“Deputies Finally Pass Two Long-Awaited Bank Laws” および “New Banking Laws for Good of Country, Says Bank Boss,” とともに *VIR*, December 21, 1997, また “Vietnam National Assembly Approves Central Bank Law,” *Wall Street Journal*, December 9, 1997および “Vietnam To Set Up Monetary Policy Committee—Paper,” *Wall Street Journal*, December 19, 1997による。

## 〔参考文献〕

## 〈日本語文献〉

- 櫻井由躬雄 [1989] 『ハノイの憂鬱』 めこん。
- 竹内郁雄 [1996] 「社会主義ベトナムのシステム転換——『上級機関と企業との間の支配従属関係』問題を中心に」(竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所)。
- 服部亮三 [1995] 「ヴィエトナムの財政金融」(ヴィエトナム国別援助研究会『ヴィエトナム国別援助研究会報告書・現状分析編』国際協力事業団)。
- [1997] 「ベトナムの金融システムの変容と展開」(堀内昭義・山田俊一編『発展途上国の金融制度と自由化』アジア経済研究所)。

## 〈外国語文献〉

- Abiad, V.G. [1995] *Grassroots Financial Systems Development in Vietnam*, Asia Pacific Rural and Agricultural Credit Association, October.
- ADB (Asian Development Bank) [1995] *Report and Recommendation of the President to the Board of Directors on a Proposed Loan and Technical Assistance to the Socialist Republic of Viet Nam for the Financial Sector Program*, July.
- [1996] *Viet Nam: Follow-up Fact-finding Mission for the Financial Sector Program Loan*, March 18.
- GIOI Publishers [1993] *Fundamental Laws and Regulations of Vietnam*, Hanoi: GIOI Publishers.
- Haughton, Jonathan [1997] “Bank on It,” *The Vietnam Business Journal*, Vol. 5, No. 3, May/June.
- Hoan Tan [1997] “Taking Stock of Commercial Banks in Vietnam,” *Vietnam Economic News*, No. 19.
- IMF (International Monetary Fund) [1988] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, May 11, Washington, D.C.: World Bank.
- [1989] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, August 15, Washington, D.C.: World Bank.
- [1990] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, October 12, Washington, D.C.: World Bank.
- [1991] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, December 5, Washington, D.C.: World Bank.
- [1992] *Viet Nam: Statistical Tables*, December 29, Washington, D.C.:

- World Bank.
- [1994] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, June 3, Washington, D. C.: World Bank.
- [1995] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, September, Washington, D.C.: World Bank.
- [1996a] *Viet Nam: Recent Economic Developments*, November 21, Washington, D.C.: World Bank.
- [1996b] *Viet Nam: Selected Issues*, November 21, Washington, D.C.: International Monetary Fund.
- Nguyen Duc Thao & Pham Dinh Thuong [1994] *Viet Nam, Banking System and Its Payment System*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- Tran Cao Nguyen [1994] "Changes in the Banking-Finance System in the Economic Reform of Vietnam 1989-1993," mimeo.
- Vietnam Economic Times [1997] "A Matter of Trust," *Vietnam Economic Times*, Issue 38, May, Hanoi.
- Wood, Adrian [1989] "Deceleration of Inflation with Acceleration of Price Reform: Vietnam's Remarkable Recent Experience," *Cambridge Journal of Economics*, No. 13, pp. 563-571.
- World Bank [1994] *Viet Nam, Public Sector Management and Private Sector Incentives: An Economic Report*, September 26, Washington, D.C.: World Bank.
- [1995a] *Viet Nam, Financial Sector Review, An Agenda for Financial Sector Development*, March 1, Washington, D.C.: World Bank.
- [1995b] *Viet Nam, Economic Report on Industrialization and Industrial Policy*, October 17, Washington, D.C.: World Bank.
- [1996] *Viet Nam, Fiscal Decentralization and the Delivery of Rural Services, An Economic Report*, October 31, Washington, D.C.: World Bank.